

# 國學院大學学術情報リポジトリ

MLA連携へのアプローチ：Aの視点から：  
國學院大學博物館学講座開設60周年記念特集：  
博物館・博物館学の諸問題 2

|       |                                                                                                                            |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2023-02-05<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 杉山, 正司, Sugiyama, Masashi<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.57529/00000321">https://doi.org/10.57529/00000321</a>                                          |

# MLA連携へのアプローチ

— Aの視点から —

杉山正司

## 一、課題の視点

平成二十九年（二〇一七）は、昨年末からのPKO日報の存否問題を皮切りに、千葉県立文書館の公文書廃棄、京都市立図書館の寄贈された桑原武夫氏蔵書廃棄、また森友学園への国有地払い下げ問題、そして加計学園獣医学部認可問題など、公文書管理の在り方が問われ大いに物議を醸して世間の注目を集めた。

言わずもがなではあるが公文書管理は、行政組織として公文

書館あるいは文書館が設置されている自治体では、公文書管理法に基づいて適切に評価・選別などが行われて保存、そして利用に供される。その職務に当たるのは行政職員であるが、筆者の勤務する埼玉県立文書館では行政職員ばかりではなく、文書管理の専門職であるアーキビスト、学芸員、司書、教員など幅広い職種の中で管理している。

一方「学芸員はがん」発言をした某大臣のお蔭<sup>①</sup>もあって、近頃「学芸員」に対して関心を持たれるようになった。観光マインドは、博物館ではともかく、社会教育施設では館種や性格によってすべてで必要であるわけではないだろうが、資料など

の利活用は常に意識しているはずである。埼玉県立文書館の学芸員も、資史料の積極的なアウトリーチ活動を推進しており、後述していくが博物館、図書館、公民館、学校などと連携して様々な事業を展開している。

このような我々学芸員を取り巻く環境の一連の事件とは直接は関係ないものの、多くの公共施設が直面している課題のひとつ、施設設備の老朽化問題を抱えている。埼玉県では、施設の大規模改修を順次実施計画に基づき改修を行っている。筆者が勤務する埼玉県立文書館も、平成二十九～三十年代の二か年にわたり大規模改修を行うことになり、事業を自館で実施することができないため、従前の利用者サービスの質や回数を極力減らさないために、アウトリーチ活動を積極的に展開することを前年度から計画した。当然といえばそうなのだが、博物館や図書館の県立館は複数あるものの、文書館は1館のみである。一般には公文書館は首長部局であるが、文書館は、他県同様に埼玉県でも社会教育施設の枠組みに入っており、MLA連携を図ることが最善として事業計画を立案した。

筆者自身かつて勤務した博物館で担当した特別展で、MLA連携を意識した展覧会を開催したことがある。この時Mは県外の博物館を含めて4館で、それに埼玉県立浦和図書館と埼玉県

立文書館で連携した。この時は展示について、統一テーマを設けて同時多発的に開催し、展覧会全体を盛り上げようと企画したものである。それぞれの各館で展示に合わせたサブタイトルをつけるというもので、物珍しさもあってマスコミが多く取り上げてくれたため各館とも入館者も増え、手前味噌になるが成果を取めたといえる。

博学連携はもとより、MLA連携も叫ばれて久しいが、連携の実践よりは議論が主である感がある。しかも、その多くはしなわち図書館からのアプローチが目につく。また連携の在り方としては、デジタル・アーカイブが主流といっている。確かにMLA各館が扱う資料の性格は異なるものの、それを克服するために資料をデジタル化して公開して利用に供するという点では、最もMLA連携が図りやすいツールであるといえるだろう。

小稿では、埼玉県立文書館の大規模改修工事による休館を契機に、MLA連携についてのマネジメントを真剣に取組んでみたいと、「Archives」からの論考や実践の先行事例を見渡してみた。ところが先に述べたように図書館「Library」からの取組や論考が中心であり、博物館「Museum」からも発信されつつあるものの、文書館や公文書館「Archives」からは甚だ遅

れている感が否めなかった。MLA連携を語るとき、「最も勢力が弱く、また広く一般の利用度、認知度も相対的に低く、さほどデジタルリソース化が進んでいないのがAであろう。従って、多くのAの関係者にとって、実のところ、MLA連携は非常に縁遠いテーマのように思える」と自虐し、また多くの関係者からも同様に揶揄されているというのが実情ではある。また力関係についても、館数からも多くの論者からL/V/M/V/Aとも評されている。

さらに、MLA連携について調べを進めると、MLA連携の先駆けであるイギリスのMLAが廃止されて、その後大まかにML分野とA分野に再編されたことを知ったことは衝撃であった。だが、のちに触れるが2016ICA(国際文書館評議会)ソウル大会に参加した際に、各国からMLA連携に関する報告や事務総長の発言からArchivesでは、世界的にMLA連携について取り組んでいることを知った。

そこで、MLA連携について、時間的に準備も十分整わない状況のため未だ助走段階であるが、自館の試行事例を紹介しつつArchivesの視点からMLA連携について考えようとするものである。

なお、小稿における「博物館」は、人文系博物館をさし、「文

書館」は古文書をと公文書(行政文書)を収蔵する施設一般とし、公文書の場合には「公文書館」と記述することを、予めお断りしておきたい。

## 二、MLAの現状

まず、MLA連携をはじめとした一連の連携の概要については、下湯直樹が本誌既刊に紹介しているので、小稿では改めて詳述しないが、関連性のある事項についてのみのコメントに留めたい。

これまでMLA連携に関心を寄せて、積極的に研究や実践的活動しているのは図書館学の分野である。その連携内容、テーマとするところは資料のデジタル・アーカイブ化である。資料の総合情報化は、分野を超えても「資料」は各館所蔵しており、共通のテーマである。機能は異なれども、ベースにはいずれも「資料」の存在が欠かさないことはいまでもない。しかも連携以前に、MLA各館とも所蔵資料などのデータ・ベース化に取組んでおり、その延長上に当然ながらデジタル化がある。「デジタルネットワークを通じてMLA各機関が持つ情報を共有し、広範に流通させる」ことの意義を指摘するように、各館が

持つ異なった資料の情報を、これまでは各施設で蓄積して単独で発信してきた。それをMLA連携により総合的に集約して発信、すなわち情報を共有して活用するという、MLA連携において最適なツールといえる。小稿では、図書館学の分野で先行して研究、実践されて定着しつつあるMLA連携における資料のデジタル・アーカイブ化には深くは言及しない。ただ、課題として立ちはだかるのは、目録情報の統一化ではなからうか。図書館や文書館は、それぞれ全国的に共通する目録情報をもつて横断的にデータ・ベースの検索が可能である。

しかし、博物館については、館種はもとより同じ人文系博物館でも共通の目録ができないこと、データまでを共通化することとはある程度容易かもしれないが、その先のメタデータ作成では、資料形態が多種多様なため、最も手間、すなわち人的はもとより財政的にも負担がかかることは注意しておかなければならないだろう。

さて、MLA連携は、国内では一九九四年アート・ドキュメンテーション学会により美術館・博物館内の図書館といった内なる連携にかかる研究活動として、「MLA」の用語が使用されて始まったものが、二〇〇〇年代初めに英国にMLA評議会が発足して広く研究・提唱されるようになった<sup>6)</sup>。

「連携」については、博物館同士や文書館同士など同一館種では、事業、職員の交流も日常的に行われており違和感はない。館種が異なれば、館の理念や思想を理解する労力を要する。ちなみに埼玉県においては博物館と文書館の人事異動は、歴史専門の学芸員では通常行われていたものの、筆者自身は博物館学芸員の経験がほとんどで、文書館の在籍経験がないまま、文書館長として初めて勤務することとなった。歴史の学芸員でありながら、これまでの博物館と文書館では、思想や資料に対する考え方、仕事の方法論などが、大きく異なっていたことはカルチャー・ショックであった。そのことから文書館におけるMLA連携を考えるきっかけともなり、自分なりにMLAの考え方を簡単な表にしてみた。

A、すなわち文書館について、MとLとを比較してみる。根拠法令となるのは、公文書館法が最も遅く、このことが各自治体における公文書館開設が進まなかった要因である。文書館については、公文書館法制定以前に開設されている館が多いが、根拠法令はないものの、条例により設置されている。こうしたことが館数の差となっている。博物館も登録博物館などが五六〇館前後、類似施設を含めば六〇〇〇館近くなるものの、公文書館機能が整備されている自治体でも八四、全史料協加盟

【表 M L A 各館の個性】

|          | M：博物館                                 | L：図書館                             | A：文書館                 |
|----------|---------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| 根拠法令     | 博物館法<br>昭和26年（1951）                   | 図書館法<br>昭和25年（1950）               | 公文書館法<br>昭和62年（1987）  |
| 目的・定義・機能 | 収集・整理保管・展示・<br>教育普及・調査研究・<br>レクリエーション | 利用者の教養と調査研<br>究・レクリエーション          | 保存管理・閲覧<br>調査研究       |
| 資料の性質    | 各種モノ資料<br>(立体的)                       | 図書・記録・古文書 <sup>(7)</sup><br>(平面的) | 公文書・記録・古文書<br>(平面的)   |
| 資料価値・観点  | 唯一性・希少性<br>存在重視                       | 内容<br>内容重視                        | 唯一性・希少性・内容<br>存在と内容重視 |
| 資料収集方法   | 購入・寄贈・寄託                              | 購入・寄贈                             | 移管・寄贈・寄託・(購<br>入)     |
| 資料収蔵     | 保存                                    | 利用（除籍あり）                          | 保存（評価選別による<br>廃棄あり）   |
| 資料整理     | 各館独自                                  | 統一的分類目録                           | 統一的分類目録               |
| 資料利用形態   | 展示（間接）                                | 閲覧（直接）・館外貸<br>出                   | 閲覧（直接）・館内利<br>用       |
| 資料の公開性   | 展示以外は非公開                              | 公開                                | 公開及び非公開               |
| 利用者      | 一般市民                                  | 一般市民                              | 一般市民・行政職員             |
| 利用者の目的   | 鑑賞・調査                                 | 内容情報<br>レファレンス                    | 内容情報・調査               |
| 専門職員     | 学芸員                                   | 司書                                | アーキビスト                |
| 職制       | 研究                                    | サービス                              | 研究                    |

の館や自治体などを加えても一三九機関と圧倒的な差となつて  
いることも、文書館に対する認知度や認識が進んでいない一因  
である。

各館の定義は、各法からみてみたい。ただし、文書館は公文  
書館法の適用をうけるものの、基本は公文書館のみを対象とす  
るのであって、古文書など行政文書以外の文書類については、  
定義されていないことに注意しておかなければならない。

博物館は「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資  
料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教  
育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、  
レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせ  
てこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機  
関」（博物館法第2条）。

図書館は、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、  
保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レク  
リエーション等に資することを目的とする施設」（図書館法第  
2条）。

文書館は「歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に  
供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的と  
する機関」（公文書館法第4条）。

利用（閲覧）や調査研究という点では共通するものの、MとLは、資料収集があるが、Aは行政機関からの移管であるため収集の文字はない。続けてMとLにはレクリエーションが含まれ、MとAは機関、Lは施設としている点が異なる。

次に資料関係である。性質は、Mは美術工芸品など立体的資料が多い。AとLは紙資料のため、平面的で共通する。資料に対する価値を意識したとき、AとMは、かけがえのない唯一性及び希少性を求める。つまり代替する資料がないということであり、複製資料では価値が下がるのである。Lが扱う図書類は、多数存在しており、希少性などより記された内容、つまり情報が重視される。この内容という点では、文書館の資料に対する価値についても同様なことがいえるので、この点はAとLには共通性がある。

資料の収集方法では、Aについては、行政文書などの公文書は、自治体自身で作成した文書が資料であるため移管という形態をとる。ただ購入については、公文書はあり得ないが、古文書を購入することがある。

資料の収蔵は、AとMは保存が主である。特にMは、資料を廃棄することはない。一方、Aは保存が基本であるが、毎日生み出される行政文書であるのですべてを収蔵することは困難

で、歴史的公文書として重要かどうかの判断が必要になり、規定の年限により保存文書について評価選別する。選別の結果、廃棄することもある。Lの図書も同様に、利用が少なく期間や重複により除籍の手続きが取られるという違いがある。

資料整理については、デジタル・アーカイブにおける課題でもふれたようにAとLについては、それぞれ分類法が確立して統一された目録が用意されている。しかもAとLは共通的であるが、Mに関しては資料の形態などが千差万別ともいえるほど多様である。そのため、各館独自の分類法などによって整理されて目録化されているため、統一された目録の作成が難しい。

資料の利用形態は、AとLは、閲覧という直接資料を手にとって見てもらうという直接の利用方法である。Aは館内利用が原則だが、Lは資料の性質から館外貸出の利用を行うという特徴がある。一方、Mは調査研究を目的とする熟覧という研究者などへの直接的利用は一部認めるものの、基本は展示という利用者には間接的な形態での利用となる。

利用に関係する公開については、Lは公開が原則であるが、Mは展示においてのみ公開となるが、大多數の資料は収蔵庫での保管のため非公開である。Aも公文書は情報公開など基本的には公開が原則である。しかし、公文書は個人情報や事務事業

情報など非公開文書も含まれる。

このようにみると機能は勿論だが、資料についてみるだけでその在り方、活用方法など、均一ではないことが明らかである。これまでの論考のほとんどでL—A、M—Aはそれぞれ近接しているが、M—Lの関係が最も離れているといわれるゆえんでもある。

次に各館への利用についてである。利用する人たちは一般市民であるが、Aに関しては、資料を作成している行政職員がいる。公文書機能の特徴であり、日常業務への現用文書の利用や歴史的公文書は不可欠な資料であり、行政利用という特徴を持っている。

利用者の利用目的は、Aでは資料に記された内容情報を知る、調査などであり、内容の情報を得るという点ではLも同様である。内容情報を得ることは広義には調査といってもいいが、LのそれはAやMにおける資料そのものの調査とは異なるので調査を加えていない。ただ、Lではレファレンス機能があり、Mも資料の鑑賞を目的にする。

最後に職員に関する事項である。各館ともそれぞれ専門職が配置されている。ただし、Mには学芸員（キュレーター）、Lには司書（ライブラリアン）というように、両者は国家資格が

付与されている。ところがAの専門職員、すなわちアーキビストにあつては、未だ資格制度が確立されていない。国立公文書館では、専門職養成のためのアーカイブズ研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲが、国文学研究資料館では同様にアーカイブズ・カレッジが開講されている。これら国の機関のアーキビスト養成講座で専門職員養成を行っているものの、国家資格認定がなされていないのが実情である。冒頭挙げたような事象があるのだから、早急に資格付与制度の実現を望みたい。

こうした様々な事情もあり、共通する機能などを軸に連携することは容易ではない。そこで資料に対する取扱い方は別にし、資料の持っている固有の情報について、各館とも共通に抽出してデジタル・アーカイブ化を図ることは最も入りやすいといえるだろう。だが、前述のとおり目録の統一化とメタ・データ作成というハードルはある。

このMLA連携を、一つの施設として開館した館がある。

魁となったのは京都府立総合資料館である。昭和三十八年（一九六三）に開館した同館は、京都府立図書館蔵書の大半を移管して開設され、図書は図書部が、資料部が博物館機能を果たし、昭和四十七年（一九七二）京都府百年史編さん事業終了とともに京都府庁行政文書が移管されて公文書機能を持つて運

営されてきた。

なお現在は、京都府立京都学歴彩館へと改称され、博物館展示機能を京都文化博物館へ委託して収蔵機能のみとなり、さらに京都府立図書館に図書資料の多くを移管して図書館機能は減少しているという。<sup>⑨</sup>

ついで、栃木県芳賀町の「知恵の環館」の愛称がつけられた「芳賀町総合情報館」がある。平成二十年十月三日開館の同館は、手狭となった公民館図書室と、十分に活用されていなかった郷土資料館、芳賀町史編さん事業で収集資料の保存活用などから、図書館・博物館・文書館の機能を複合した総合情報館構想から生まれたものである。<sup>⑩</sup>

条例第2条（設置）によれば、「文化情報資源を活かして町民の多様な活動を支援し、文化芸術の振興及び地域の活性化を目的として情報館を設置する。」とあり、中でも注目すべきは第2項である。

2 情報館は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 芳賀町図書館（図書館法（昭和二十五年法律第一一八号）に基づく図書館）
- (2) 芳賀町博物館（博物館法（昭和二十六年法律第

二八五号）に基づく博物館）

- (3) 芳賀町文書館（公文書館法（昭和六十二年法律第一一五号）に基づく文書館）

すなわち芳賀町総合情報館は、図書館法に基づく図書館、博物館法に基づく博物館、公文書館法に基づく公文書館のMLA施設を指したものであり、連携を超越したまさに総合館といえる。

ただ、条例の施行規則の各館の事業を見ていくと、必ずしも根拠となる法律に準拠しているとは言えない部分もある。例えば博物館の事業に、博物館資料の「整理」の記述がない。文書館では、公文書管理に重要な「評価選別」の記載がないなどであるが、評価選別は、原課で行うこととするという設置者の事情もあるのかもしれない。いずれにせよ、MLA複合館を名実ともに実現したといえる施設である。詳細について次項以降で触れるが、運営してみると様々な課題や改善点が浮かび上がっているようである。

### 三、MLAの課題

連携に関しては、まず各館のメリットやデメリットを洗い出し検証する必要があるのではないだろうか。

博物館同士など類似施設だけの連携は比較的容易だが、異なる施設間の連携が本来あるべき連携の姿である。その一つがMLA連携である。

前項で各館の個性をみてきたが、3館すべてに共通する項目は少ない。各館ともこれまで培ってきた歴史があり、機能もある程度成熟している。未だ発展途上であれば修正して歩み寄ることも可能であろうが、おそらく最初に組織間で主張が拮抗することになるだろう。まず一つの目標を共有して、単館では達成できない事業を連携によって実現して、各館相互の利益を享受しようという意識やバランス感覚が求められる。

それを克服するツールとして、最初にデジタル・アーカイブが考えられたのである。繰り返しになるが目録の統一、メタデータ作成では博物館は労力を要するので、データ情報についての擦り合わせなどが必要である。L・Aはすでに横断的検索が可能となっている。これにMが加われば飛躍的に情報共有が進み、

様々な分野での利用が可能となる。

ただ、デジタル・アーカイブ化後の課題もあり、長期展望も考えなければならない。コンピュータなどの電子機器は、日進月歩の技術革新があり、その対応が可能かどうかにかつてくる。機械、技術、そしてそこに関わる人材を含めて革新的に対応していけるか。予算の問題もあり、進化する媒体の円滑な移行もできるか。経験から公立館は、一度作ってしまうとその後の予算などの手当ては、なかなかつかない。常に最新の状態を維持していなければ、陳腐なものになり利用されないことになる。一過性の連携で終わらせないためには、データ然り、機器然りである。かわる人間も意識を持つ続けておくことが大事であることは言うまでもない。

### 四、様々な連携

MLA連携が遅々として進まないことに業を煮やしたわけではないだろうが、平成二十八年度には千葉県に於いて「千葉県博図公連携事業―博物館・図書館・公民館が手をつないだら、なにができるだろう。―」が文化庁の助成を得て実施された。MLK (Kは公民館) 連携は、教育委員会内の内なる連携とし

て古くからある組合せであるが、近年MLK連携が聞かれなくなつて久しいので温故知新というか、かえつて新鮮な響きがある。文書館、特に公文書館は首長部局の管轄になり、博物館や図書館は教育委員会所管になるため、公民館を入れて教育委員会所管の社会教育施設でまとめることが容易である。

だが、このMLK連携があるためにMLA連携が欧米に比べて著しく遅れているという指摘もある<sup>(13)</sup>。

いずれにせよ各館とも、財政面や施設面ばかりではなく集客を意識しなければならないことで、もはや単館では成しない運営が求められている。

このほか現在ではMLAの枠組みを超えて、様々な連携が実施されてきている。このほかMLAK、MLAUI (MALUI)、MULTI (M: Museum、L: Library、A: Archives、U: University、I: Industry、K: 公民館、T: Theater) 連携など様々な連携の枠組みが生まれてきている。やはり各機関も、異種異業種と連携を図ることで、これまでになく新たな創造や事業展開を期待しているといえるだろう。

## 五、ArchivesにおけるMLA

### (一) Aは、MLA連携の足手纏か

「Archives」・「文書館」といっても、冒頭述べたように日本の場合には、狭義には「公文書館」と「文書館」に大別されるといつてよい。公文書館は、首長部局に属して文書課などの関連性があり、公文書、すなわち行政文書を対象資料とする。一方、文書館の多くは教育委員会が所管して、古文書と行政文書の双方を対象とする。

「文書館」だけをとってみても、形態や対象資料、所管などまちまちで、法整備も遅かった。全国の文書館組織である「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会」(全史料協)が昭和五十一年(一九七六)に設立されたのに対し、日本博物館協会(日博協)は、昭和三年(一九二八)「博物館事業促進会」を端緒とし、さらに日本図書館協会は、明治二十五年(一八九二)に「日本文庫協会」の発足を起源とする。こうしたMLA各館の全国組織結成から見ると、機関としての成熟度が不充分とみられても仕方がない。A—Aの連携も必要だが未だ不十分であり、図書館情報学の立場から田窪直規が、「日本の文書館の弱

さがMLA連携の妨げになっている」という所以でもあるだろう。しかし、時間的に短く、機関の数が少ないことは、かえって小回りが利き、機関内の連携がとりやすいともいえる。

## (二) 世界のアーカイブスの動き—2016 ICA ソウル大会から—

ICA (国際文書館評議会) の世界大会が、平成二十八年(二〇一六)九月に大韓民国ソウルで開催され参加した。世界から二〇〇〇人を超えるアーキビストたちが集結し、六日間にわたりセッションやセミナー、視察見学会が開催された。このソウル大会では、分科会でもMLA連携についてのセッションも設定された。報告者やパネラー、参加者の発言を聞いてみると、MLAがともに協働し、連携して機能していく事の必要性を世界のアーキビストたちが志向していることが肌で感じられた。職員もアーカイブズに勤務しているが、必ずしもアーキビストとは限らず、キュレーターであったりライブラリアンであったりしていた。日本の文書館や公文書館、学芸員や司書がその任に当たっていることと同様である。

このソウル大会に参加して感じたのは、アーカイブズにとつては、MLA連携は世界的潮流にあることを強く意識させられ

た。

ソウル大会終了の翌日、国立公文書館主催の記念講演会が東京で開かれ、デービット・フリッカー会長と、デービット・リーチ事務総長が招かれ講演を行った。さらに翌日、国立公文書館により来日された両氏に対しての懇親会が開かれ、筆者も史料協会会長として招かれた。両日の一連の行事の中で、デービット・リーチ事務総長は、一貫してMLA連携の必要性を訴え、「MLA連携の中では、アーカイブズが扇の要とならなければならぬ」という趣旨の発言をされ、私自身重く受け止めて非常に心に響いた。日本ではMLAとされるが、海外では「LAM」と呼ばれることは、まさに的を射ていると感じた。

## (三) 日本の文書館の動き—全史料協三重大会から—

平成二十八年度、筆者は全国歴史史料保存利用連絡協議会(全史料協)の会長として、第42回全国(三重)大会に参加した。大会テーマは「博物館でアーカイブズ」であった。三重県総合博物館も見学会会場でもあり、これまで見てきたように文書館ではやや低調だったMLA連携への取組を真剣に考えようという提案であった。

三重県総合博物館の藤谷 彰主幹からは、公文書利用は博物

館資料利用と同様に手続きが行われるが、専用の窓口が置かれていること。データ・ベースが整備されているが、公文書は性質上非公開もあるため、すべて公開ではなく原課の照会も必要。展示は博物館と一体化のメリットが大きいなど報告された。課題として、AとMの機能分担と調和が求められ、博物館機能が大きいためその中で如何に文書館機能を引き出していくかが懸案のようであった。

さらに戸田市郷土博物館吉田幸一学芸員は、同館は一つの施設内に、図書館と博物館、博物館にアーカイブズ・センターが設置されていることを紹介し、そのメリットを報告した。各館に勤務する職員の職域を広げることにつながるが、マンパワールの集中が求められることが強調された。また、利用者の立場からは、利便性で有利であるとしたものの、MLに比べてアピール度が足りないとする。報告を聞いて、組織を動かすのは人であり、人材確保、特に専門職員配置の重要性を感じた。

#### (四) M L A 複合館から見える A の課題——芳賀町総合情報館の活動から——

Aの世界では、MLA連携の潮流があることを知ることができた。それでは先行して運営している施設では、円滑なのか、

あるいは何か課題が見つかったのか。後発の館が将来構想を描くうえでも重要な情報となるのでみていきたい。

先に紹介した芳賀町総合情報館の開館準備段階から「文書館」を担当した富田健司主査の考察に導かれて、MLA複合館構想から文書館を中心とした複合館の運営の現状からAの課題を見ていくことにする。

複合館について富田は、「一つの建物において、複数の組織（機能）がその独自性を基盤にして当該活動を行っている施設」と規定する。

公文書館を施設の視点から、a) 単独館、b) 施設系複合館（複合系1）、c) 機能系複合館（複合系2）の三つに類型化している。

a) 単独館は、公文書館単独の組織で独立した建物を有する。館の建物すべてが公文書館である。

b) 施設系複合館（複合系1）は、複数の独立した組織が、建築的に同一建物を共有しているもので、併設施設などとも呼ばれる。一つの建物であるが、エントランス部分などは共有するものの、各施設への入口や使用するフロアを分離した施設。例として福井県文書館や香川県立文書館など、公文書館と図書館との共同使用である。多くは図書館との複合館である。また、

栃木県立文書館、宮城県公文書館や板橋区公文書館などのように異なる行政組織などと建物を共有することもある。

c) 機能系複合館(複合系2)は、一つの建物が複数の機能によって構成され、それら機能の存在が施設上、把握、認識し難いもの。例として旧京都府立総合資料館(現在は京都府立京都学歴彩館<sup>⑨</sup>)が図書資料を基盤として、資料の収集から展示を行う博物館機能に加えて、東寺百合文書の収蔵などの古文書業務や京都府庁文書の移管による公文書機能など、一つの施設で複数の機能を果たそうとすることを目的としていた。公文書館と博物館の機能系複合館では、茨城県立歴史館や八潮市立資料館、長野県立歴史館など、近年開館した三重県総合博物館(MieMu)も博物館に文書館機能を有している。公文書館と図書館の機能系複合館では、福岡市総合図書館や奈良県立図書情報館が挙げられている。

これを総括して提示されている表とグラフから読み取れることは、一九八〇年代までは文書館ないし公文書館として単独館での開館が多いが、九〇年代から複合館が一気に増加し、単独館の開館は減ってくる。しかも複合館では、施設系複合館が多数である。

これは各自治体が、公文書館管理の必要性を認識して文書館・

公文書館の設置を推進した現れといえるだろうが、独立した施設とするには財政的な問題などもあり困難となったのであろうか。さらに法的視点を加味すると、単独館同様に施設系複合館は条例などから見ると独立しているが、機能系複合館では各機能の独自性は薄れて機能相互の関係性による連携によるとする。筆者の個人的感想ではあるが、文書館・公文書館機能は、博物館機能や図書館機能との複合館では、従的となり関係性は弱い立場であるという印象がある。公文書館法の制定が、施設建設の後押しをしたことは明白であるが、各自治体も公文書管理などの機能の独自性、独立性を意識しながら、資料や情報、住民サービスを総合的に扱える複合館の開設に取り組んだといえるだろう。

さて、富田の考察に戻るが、芳賀町では文書館は、町史編さん事業において収集資料の保存活用への提言。図書館が、図書室という小規模施設の拡充の要望。博物館も郷土資料館の活用問題が背景であったという。独立した小規模館を別々に設置しても不十分なものとなって本来の機能を果たせないとして、総合館として様々な文化情報資源を提供、住民の利活用を目指したとする。先に掲出したように、機能について条例上は単独であり各機能を尊重し、施設についても複合館としてまとめるとい

うMLA連携の典型的な施設といえる。

現地を見ていないので書面からの意見となるが、収蔵庫などの施設ハード面は、保存環境整備の点から評価できるだろうが、業務などのソフト面について課題もみえてくる。<sup>20)</sup>例えば受付カウンターは、一か所に集中できるものの図書館中心となっていくようだ。職員が少人数のため、司書だけではなく、学芸員やアーキビストなどもサポートをしている。戸田市郷土博物館の例にみられるように、共同で受付を担当することで業務上の意思疎通や理解が容易となり、事業連携は円滑に進むことは想起される。

しかし、各機能の本来業務の姿が見えてこない。博物館展示は、常設展示室がないため収蔵庫内で常設展示を行っているという。バックヤードの見学は人気があるが、常設展示として収蔵庫に常時外部からの一般見学者を入庫させるのは、危機管理やIPMの見地から如何なものであろうか。文書館についても、施設内で存在を理解してもらう困難さを述べており、館内の空きスペースでのスポット展や講座で存在感をアピールしているようであるが、何とも心もとない。富田は、文書館担当者が主管業務に集中できないことを述べつつも、図書館業務への支援を肯定的に意義付けている。

どうやら施設面と機能面ともに、図書館が主となり、次いで博物館、最後に文書館が従的であることが窺われる。

#### (五) アーキビスト資格制度へ向けて

我が国では、文書館における専門職（アーキビスト）の資格制度がなく、学芸員や司書などのような資格制度の確立が必要である。前述のとおり公文書館法は議員立法により成立し、年代も博物館法と図書館法と比べても遅れているばかりでなく、専門職の資格についての制度が盛り込まれていない。現在、国立公文書館において、アーキビストの国立公文書館専門職の職務基準の検討が行われている。職務基準であるので直ちに資格制度にまで結びつかないが、国立公文書館において職務基準をベースにアーキビストとしての履修科目や講習など必須条件、業務内容などを先頭に立って整備してもらいと思っている。アーキビストという専門職員の配置があつて、真のMLA連携が図られると思う。

文書館は、現状では一三九施設と、博物館と類似館や図書館のそれと比べても極端に少ないことも存在感がないと感じられる一因かもしれない。しかし、本来は図書館と博物館同様に各自治体に一館は存在していなければならないわけで、行政の説

明責任を果たし、また古文書から地域の歴史を知ることのできる「記憶装置」でなければならぬのである。

文書館の力が弱いためMLA連携が進まなかったといわれてきたようだが、決してそのような事はなく、これまで見てきたように意識をもって取り組んでいる。

## 六、課題解決に向けてのアプローチ

埼玉県立文書館は、現在の建設から今年で三十四年となり、数年前から改修計画が組上り、収蔵資料約七五万点の館外搬出と保管場所、閲覧業務と事務所などの移転先の確保などが歴代館長の引継ぎ事項であった。ところが移転候補地は引き継がれたものの、実際に調査をしたところすべて不適の判断を下さざるを得ず、その後迷走したものの結果オーライで、平成二十九年六月から一時休館して移転作業ができることとなった。こうした状況下で当文書館は、活動場所が大幅に制約を受けることとなったが、従来の活動を縮減することなく維持する方針もあり方策の検討を進めていた。

ところで文書館は、埼玉県にみるように教育委員会所管が多く、一方公文書館は、首長部局が所管する。そこには設立経緯

が関係し、文書館は古文書など民間史料も対象とするが、公文書館は行政文書のみを対象とする違いがある。そのため文書館の事業目的に、博学連携など「連携」の語が入っているという特徴がある。

私自身、これまでの学芸員生活では、文化財行政に携わったことはあるが、それ以外は博物館における学芸活動ばかりであった。自虐的な反省だが歴史を専門とする学芸員であって、文書館勤務の経験のない稀有な学芸員であった。館長職として初めて文書館に勤務することになり、学芸員として外から見ると以上に入ってみると、前述のような学芸活動の思想が違うカルチャー・ショックを受けた。事業目的にある「連携」があることから、せっかくなので元の職場である博物館との連携を考えた。これまで何故MLA連携が進展しないのかと疑問に思っていたが、各館の存在意義や活動への相互理解が不十分であり、そのため資料のデジタル化にとどまっているのではないかと、個人的な結論をだし、館長という立場から何か連携の取り組みができないかと思案した。前出のMLAそれぞれの個性の表などを作成して思いを巡らして、昨年度後半から試行錯誤を重ねつつわずかであるが、文書館職員の理解と協力を得ながら連携事業を計画した。その中で移転と同時進行で様々な事業

を県立の図書館・博物館と、いわゆるMLA連携することを各館に提案するとともに文書館職員にも方針を示した。

埼玉県立文書館は、古文書、公文書、県史編纂終了後に業務を引き継いで史料編さん、さらに地図資料も業務範囲としている。職員は、既に述べたように行政職、アーキビスト、学芸員、司書、教員など多彩で、それぞれの資料の属性で担当があり業務に当たっている。

まず挙げたいことが、「内なる連携」である。連携というと外部の機関同士との連携が念頭にくるが、内なる連携とは館内の連携への意識である。行政組織は、とかく縦割りだといわれ、同じ課であっても担当が違えば隣席でも業務がわからず、対応できないなどといわれることがある。当館でも教育普及事業を実施しているが、子ども体験事業では、変体かなの読み方、和本づくり、巻物づくり、ハンコづくり、立体地図づくりなどを行っている。事業内容からは、古文書担当と地図センター担当が担当する業務のようであるが、当館では子ども事業担当として、担当の枠を超えて横断的に実施している。列挙した様々な職種の職員が、本務のひとつとして担っている。前の職場の埼玉県立歴史と民俗の博物館では、学習支援担当が事業を行い、ボランティアも参加することもあり、余程のことがない限り応

援することはなかったもので、至極当然に運営されていたのが驚きであった。このように「隣は何をする人ぞ」的なことでは、外部との連携は難しいのではないだろうか。その場合は、最初に意識改革から取り組むべきである。館長以下、組織として「内なる連携」を意識し、職員一丸となって業務に取り組むことが肝要で、館長はその方針を掲げてマネジメントを図らなければならない。

次に外部との連携の在り方であるが、間接的、直接的の二通りが考えられる。

間接連携は、ソフト連携とも呼べるものである。資料収集と保存、それにデータ・ベース構築である。まず資料保全の連携である。文書館に赴任しての実体験ではあるが、県民から資料の処分の相談があった。文書館で現地調査したところ、古文書とともに博物館で活用できるモノ資料があり、共同して収集にあたり受け入れている。資料情報が寄せられた場合には、最初に連絡を受けた館だけではなく、資料によっては連絡を取りあつて、資料を適切に保全することも些細なことではあるが連携である。自分の職域に関係ないからとして完結してしまうことは、調査もしないまま資料を失うことにもなり、常に意識しておくべきである。データ・ベース構築作業も、埼玉県ではか

つて共通化の資料検索システム構築を目指したが、目録の分類などで調整がつかず断念した経緯がある。将来全国的に標準のデジタル・アーカイブの連携が実現することを見越して、表面には出ないがソフト的な連携として調整を検討すべきである。ソフト的な間接連携は、小さなことの積み重ねが必要である。直接的な連携は、外部に目でわかる連携で、展示とアウトリーチ活動などが挙げられる。展示が最もわかりやすい連携である。冒頭紹介した展覧会に次いで、今秋以降当館でも博物館と図書館と連携して展示を呼びかけて開催するが、展示に限らないが一過性で終わらせないことが肝要である。アウトリーチ活動も、工事休館中ということもあるが歴史と民俗の博物館を会場に古文書講座を共催で開催し、しかも展示資料をテキストに利用して展示室で実物を見学するということも行った。また県立図書館や地元公民館、市博物館などで講座講習会を共催する。アウトリーチにより、これまで文書館の存在や活動を知らない人たちに知らせることができ、潜在的利用者の発掘にもつながること。連携することの意義は大きいと感じている。芳賀町や戸田市の例から、レファレンスもワンストップでできることは立派な直接的連携であろう。

## 七、むすびに

アーカイブズの視点から、雑駁ではあるがMLA連携について考えてみた。このように整理すると、巷間言われているように文書館は弱小ではあるが、必ずしも力不足というわけではない。共通の目標に向かって対等の立場に立てば、問題意識を共有できるはずである。どうしても人間は、相手より上位でありたいと考えがちで、対等性と双方向性を互いに尊重することで、十分に連携は可能である。

だが、最初に確固たる連携を組むためには、足元の「内なる連携」が必要である。館長によるマネジメント、特に連携のビジョンや目標を明示すること。それにより館の業務となり、職員理解と熱意が生まれ、また職員を信頼して委任し、評価することで若い頭脳と活力をもって更なる発展が期待できるのではないだろうか。

現在MLA連携で先行しているデジタル・アーカイブでは、資料情報の統合管理とともに人材育成が重要である。目録データ、特にメタデータ作成には人材が求められる。そのためには文書館専門職であるアーキビストの養成と、資格制度確立が

急務である。学芸員と司書は別々な資格養成課程であるが、資格養成の一元化<sup>2)</sup>の意見もあり、MLA連携を考えると一元化も検討に値する議題である。養成段階でMLA連携を学ぶことで、真の連携実現の可能性が高まるのではないだろうか。今後、文書館の在り方や連携など、時代の変化により求められるものも変わっていくことは容易に想像できる。柔軟性をもって変化への対応力をもった人材が求められるだろう。

文書館は、一般市民の認知度は低い。地域の歴史を知りたい、あるいは公文書管理の問題が起きたなどの際には、関心が集まりクローズアップされる。本来文書館は市民のためにあるのだが、一般市民が利用するまで成熟していないのかもしれない。しかし、文書館はただ手をこまねいて待っている姿勢は許されない。その場合、文書館側からの働きかけや利用を促すような環境整備が求められる。その一つのツールが、MLA連携である。

将来を担う子どもたちには、学校で学んだことを、図書館で調べ、さらに文書館で史料や記録を読んで、博物館では実物を確認する。そのような主体的学習に、MLA連携が協力して、深い学びに生かされることが望まれる。そして、MLAを初めとした連携が、日常的に当たり前のこととなる時代が来ること

を希求したい。

## 註

(1) この発言元となった本が、デービッド・アトキンソン『国宝消滅—イギリス人アナリストが警告する「文化」と「経済」の危機—』（東洋経済新報社 二〇一六年）と思われるが、同氏が述べる学芸員は、博物館に勤務する学芸員への認識不足というか錯誤を感じる。論点からすると、建造物の文化財専門職ではないだろうか。

(2) 『にっぽん歴史街道』（二〇一四年）…埼玉県立歴史と民俗の博物館「江戸の街道（みち）、郵政博物館「文明開化の街道」、物流博物館「街道の旅と輸送—江戸から明治へ—」、草津市立草津宿街道交流館「近江の街道を描いた浮世絵」、埼玉県立浦和図書館「資料でたどる埼玉の道」、埼玉県立文書館「諸井（三）家文書—近代へと続く道—」

(3) 八日市谷哲生「国立公文書館におけるデジタルアーカイブ化の推進と情報連携の取組み等に関して」（水谷長志編著『MLA連携の現状・課題・将来』勉誠出版 二〇一〇年）

(4) 下湯直樹「社会教育施設における連携の取り組み—MLA連携からMLA連携へ—」（『國學院雑誌』第115巻第8号収載）二〇一四年

(5) 田良島哲「博物館の情報環境とMLA連携」（水谷長志編著『MLA連携の現状・課題・将来』勉誠出版 二〇一〇年）

(6) 渡辺悦子「国立公文書館の連携事業における課題と展望—地方公共団体との連携強化にあたって—」（独立行政法人国立公文書館「平成27年度アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集 二〇一五年」）

(7) 根本彰「地域資料とは何か—国立国会図書館調査に基づいて—」（『全国歴史資料保存利用期間連絡協議会関東部会会報「アーキビスト」 No

- 71 二〇〇九年) には、国会図書館の調査から全国で二五〇館を超える図書館が古文書を所蔵していると推計している。
- (8) 国立公文書館及び全国歴史資料保存利用機関連絡協議会HPなどから井口和起「今、公文書館に求めているもの―地方自治体の文書館から―」(2017国際アーカイブズの日講演要旨レジュメ)
- (10) 芳賀町役場ホームページ内「総合情報館運営理念」から
- (11) 「芳賀町総合情報館設置及び管理に関する条例」平成二十年三月十日条例第9号
- (12) 千葉県博図公連携事業実行委員会編「千葉県博図公連携事業実行委員会事業報告書」『博物館・図書館・公民館が手をつないだら、なにができるだろう。』二〇一六年参照。この連携事業は、千葉県立中央博物館・袖ヶ浦市郷土博物館・八千代市立郷土博物館・千葉県立図書館・君津市教育委員会・君津市公民館が実行員会組織を組んで、展示、スタンブラリー、フォーラムなどを実施している。
- (13) 田窪直規「MLA連携の動向とこの連携を捉える3つの視点―日本の現状と課題―」(水谷長志編著『MLA連携の現状・課題・将来』勉誠出版 二〇一〇年)
- (14) 同註3
- (15) 「博物館・図書館・文書館の連携、いわゆるMLA連携について」(日本図書館情報学会研究委員会編『図書館・博物館・文書館の連携』勉誠出版 二〇一〇年)
- (16) 2016 ICAソウル大会 会期二〇一六年九月五―十日 会場: COEX
- (17) 第42回全史料協三重大会 会期二〇一六年十一月十―十一日 会場: フレンテみえ・三重県総合博物館
- (18) 富田健司「地方公文書館における複合館の展開―芳賀町総合情報館を事例として―」(『記録と史料』第21号 全国歴史資料保存利用期間連

- 絡協議会 二〇一一年)
- (19) 京都府立総合資料館は、平成二十九年四月一日京都府立京都学・歴史館となる。
- (20) 工藤 宏「入間市博物館の文書館的機能導入の経緯 その現状と課題」(『記録と史料』第7号 全国歴史資料保存利用期間連絡協議会 一九九六年)
- (21) 埼玉県立文書館「関東管領上杉氏と埼玉の武将」(会場は歴史と民俗の博物館、埼玉県立歴史と民俗の博物館「上杉家の名刀と三十五腰」や、埼玉県立熊谷図書館では文書館の古文書解説講座にあわせて関係書籍の展示を行う予定。また、茨城県立歴史館では平成二十八年からアーカイブズ展が開催され、公文書利用普及を目指している。長野県立歴史館でも同様な動きがある。
- (22) 石川徹也・根本彰・吉見俊哉「課題と提言―MLAの共通基盤整備―」(『つながる図書館・博物館―デジタル化時代の知の基盤づくりへ―』東京大学出版会 二〇一一年)
- (23) 石川徹也「学術活動支援のための知の構造化」(『つながる図書館・博物館―デジタル化時代の知の基盤づくりへ―』東京大学出版会 二〇一一年)